

「**夏季休暇**」と「**休業状態実施日**」は

別々の**特別休暇**です！ **一注意して申請を！**

夏季休暇

期間内自由に取得できる休暇で、常勤職員は3日間。週5日または週29時間以上の短時間勤務有期雇用職員は1日取得可能。

休業状態実施日 (夏季指定休暇)

部局単位、職場単位で
大学が指定する連続
する2日間

大学側の「夏季休暇」の説明に、「電力需給等対策の観点で休業状態を実施するものであることから、夏季の休業状態に対応するために同休暇を取得する場合は業務上やむを得ない場合に該当するものとして、同休暇を2日間連続と1日の2つに分割して取得することを認める」という一文があるため、あたかも「夏季休暇」の一部を「休業状態実施日」に当てるかのような誤解を与える記述になっています。くれぐれも注意してください！

【裁量労働制の教員について】

裁量労働制の教員も取り扱いは同じです。ただし、就労管理システムを使用していないため、書面による申請が必要です。特別休暇の申請において、「夏季休暇」と「本学指定」別々の書面「休暇簿（特別休暇用）」で提出を